

介護老人福祉施設花友いちほら

利用料のご案内

利用料の負担軽減

○特定入居者介護サービス費（特例減額措置）

食費や居住費の具体的な負担額は入居者と施設との契約によることが原則ですが、所得の低い方には負担限度額が設けられています。（別表1-2参照）

○介護保険高額介護サービス費

保険給付（介護サービス費）の1割または2割、3割が入居者負担となっていますが、世帯で負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に超えた金額が申請により払い戻される制度です。また、当施設では受領委任払制度を実施しており、高額サービス費が京都市から直接支払われるため、施設へは自己負担上限額支払うことになります。（負担上限額については次の表を参考にしてください。）

入居者負担区分			1ヶ月の上限額
第1段階	生活保護を受給されている方		(個人) 15,000円
	利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給とならない場合		(世帯) 15,000円
	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている場合		(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である場合		(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円
第3段階	市民税世帯非課税の方で、第1段階、第2段階に該当されない場合		(世帯) 24,600円
第4段階	課税世帯	課税所得380万円未満	(世帯) 44,400円
		課税所得380万円以上690万円未満	(世帯) 93,000円
		課税所得690万円以上	(世帯) 140,100円

別表 1 - 1

① 介護サービス利用料

要介護状態区分	ユニット型介護福祉施設 サービス費 (単位数)	入居者負担額
要介護 1	1 日につき 6 7 0 単位	1 割 3 1 日間 2 1, 7 0 4 円
		2 割 3 1 日間 4 3, 4 0 9 円
		3 割 3 1 日間 6 5, 1 1 3 円
要介護 2	1 日につき 7 4 0 単位	1 割 3 1 日間 2 3, 9 7 2 円
		2 割 3 1 日間 4 7, 9 4 4 円
		3 割 3 1 日間 7 1, 9 1 6 円
要介護 3	1 日につき 8 1 5 単位	1 割 3 1 日間 2 6, 4 0 1 円
		2 割 3 1 日間 5 2, 8 0 3 円
		3 割 3 1 日間 7 9, 2 0 5 円
要介護 4	1 日につき 8 8 6 単位	1 割 3 1 日間 2 8, 7 0 1 円
		2 割 3 1 日間 5 7, 4 0 3 円
		3 割 3 1 日間 8 6, 1 0 5 円
要介護 5	1 日につき 9 5 5 単位	1 割 3 1 日間 3 0, 9 3 7 円
		2 割 3 1 日間 6 1, 8 7 4 円
		3 割 3 1 日間 9 2, 8 1 1 円
加算項目 (該当する項目のみ)	単位数	入居者負担額
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	新規入所者総数のうち、日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの入所者の割合が 100 分の 65 以上等の場合 1 日につき 4 6 単位	1 割 3 1 日間 1, 4 9 0 円
		2 割 3 1 日間 2, 9 8 0 円
		3 割 3 1 日間 4, 4 7 0 円
看護体制加算 (Ⅰ)	常勤看護師を必要数 3 名配置した場合 1 日につき 4 単位	1 割 3 1 日間 1 3 0 円
		2 割 3 1 日間 2 5 9 円
		3 割 3 1 日間 3 8 9 円
看護体制加算 (Ⅱ)	常勤看護師を必要数に 1 名追加配置した場合 1 日につき 8 単位	1 割 3 1 日間 2 5 9 円
		2 割 3 1 日間 5 1 8 円
		3 割 3 1 日間 7 7 7 円
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	夜勤を行う介護職員を基準より 1 名以上上回って配置した場合 1 日につき 1 8 単位	1 割 3 1 日間 5 8 3 円
		2 割 3 1 日間 1, 1 6 6 円
		3 割 3 1 日間 1, 7 4 9 円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	理学療法士等や医師からの訪問による助言を受け、個別機能訓練計画を作成した場合 1 月につき 2 0 0 単位	1 割 1 回 2 0 9 円
		2 割 1 回 4 1 8 円
		3 割 1 回 6 2 7 円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	常勤専従の機能訓練指導員を 1 名配置 1 日につき 1 2 単位	1 割 3 1 日間 3 8 9 円
		2 割 3 1 日間 7 7 7 円
		3 割 3 1 日間 1, 1 6 6 円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	上記 (Ⅰ) に加え、有効な実施	1 割 3 1 日間 2 1 円
		2 割 3 1 日間 4 2 円

	のため必要な情報を活用した場合 1月につき 20単位	3割 31日間 63円
個別機能訓練加算 (Ⅲ)	上記(Ⅱ)の算定に加え、口腔 衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マ ネジメント強化加算を算定の場 合 1月につき 20単位	1割 31日間 21円
		2割 31日間 42円
		3割 31日間 63円
常勤医師配置加算	常勤医師1名以上配置 1日につき 25単位	1割 31日間 810円
		2割 31日間 1,620円
		3割 31日間 2,429円
精神科医定期的療養指 導加算	精神科医による療養指導を月2 回以上実施した場合 1日につき 5単位	1割 31日間 162円
		2割 31日間 324円
		3割 31日間 486円
入院・外泊時費用	入院日翌日または外泊2日目よ り月6日限度に算定 1日につき 246単位	1割 6日間 1,542円
		2割 6日間 3,085円
		3割 6日間 4,627円
初期加算	入居日より30日を限度、また は30日を超える入院後の再入 居した場合も同様 1日につき 30単位	1割 30日間 941円
		2割 30日間 1,881円
		3割 30日間 2,822円
退所時栄養情報連携加 算	管理栄養士が、退所先の医療機 関等に対して、当該者の栄養管 理に関する情報を提供した場合 1回 70単位	1割 1回 73円
		2割 1回 146円
		3割 1回 219円
再入所時栄養連携加算	再入居時に入院先の管理栄養士 と連携して栄養ケア計画を策定 した場合 1回限り 200単位	1割 1回 209円
		2割 1回 418円
		3割 1回 627円
退所前後訪問相談援助 加算	1回限り 460単位	1割 1回 481円
		2割 1回 961円
		3割 1回 1,442円
退所時相談援助加算	1回限り 400単位	1割 1回 418円
		2割 1回 836円
		3割 1回 1,254円
退所前連携加算	1回限り 500単位	1割 1回 523円
		2割 1回 1,045円
		3割 1回 1,568円
退所時情報提供加算	1回限り 250単位	1割 1回 261円
		2割 1回 526円
		3割 1回 784円

協力医療機関連携加算	1月に1回限り 5単位	1割 1回	5円
		2割 1回	10円
		3割 1回	15円
栄養マネジメント強化加算	常勤管理栄養士を2名配置 食事の観察を週3回以上実施した場合 1日につき 11単位	1割 31日間	356円
		2割 31日間	713円
		3割 31日間	1,069円
経口移行加算	計画作成日より180日間限度 (経管栄養の入居者が対象) 1日につき 28単位	1割 31日間	907円
		2割 31日間	1,814円
		3割 31日間	2,721円
経口維持加算	医師、歯科医師の指導に基づき 食事の観察及び会議等を実施した場合(摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者が対象) 1月につき 400単位	1割 31日間	418円
		2割 31日間	836円
		3割 31日間	1,254円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科衛生士の技術的助言や指導を基に口腔ケアを計画的に実施した場合 1月につき 90単位	1割 1回	94円
		2割 1回	188円
		3割 1回	282円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に加え、有効な実施のため必要な情報を活用した場合 1月につき 110単位	1割 1回	115円
		2割 1回	230円
		3割 1回	345円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合 1日につき 6単位	1割 1日	6円
		2割 1日	12円
		3割 1日	19円
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下(死亡月に算定) 1日につき 72単位	1割 1日	75円
		2割 1日	150円
		3割 1日	226円
	死亡日以前4日以上30日以下、死亡月に算定 1日につき 144単位	1割 1日	150円
		2割 1日	301円
		3割 1日	451円
	死亡日の前日及び前々日、死亡月に算定 1日につき 680単位	1割 1日	711円
		2割 1日	1,421円
		3割 1日	2,132円
	死亡日 1280単位	1割 1日	1,338円
		2割 1日	2,675円
		3割 1日	4,013円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	対象者の占める割合が50%以上で専門的な研修を修了している者を必要数以上配置した場合 1日につき 3単位	1割 31日間	97円
		2割 31日間	194円
		3割 31日間	291円
若年性認知症入所者受	若年性認知症(初老期における	1割 31日間	3,887円

入加算	認知症によって要介護者となった者）の受入れを行った場合 1日につき 120単位	2割 31日間 7,755円
		3割 31日間 11,662円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	医師が認知症の行動、心理症状が認められるため在宅が困難で緊急に入居が適当と判断した場合 入居日より7日限度 1日につき 200単位	1割 7日間 1,463円
		2割 7日間 2,926円
		3割 7日間 4,389円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	リスクの評価を入居時及び3ヶ月に1回行い、褥瘡管理実施のため必要な情報を活用した場合 1月につき 3単位	1割 1回 3円
		2割 1回 6円
		3割 1回 9円
排せつ支援加算 (Ⅰ)	医師又は看護師が入居時、6ヶ月に1回評価を行い支援実施のため必要な情報を活用した場合 1月につき 10単位	1割 1回 10円
		2割 1回 21円
		3割 1回 31円
科学的介護推進体制加 (Ⅰ)	サービスを提供するため入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を活用した場合 1月につき 40単位	1割 1回 42円
		2割 1回 84円
		3割 1回 125円
科学的介護推進体制加 (Ⅱ)	上記(Ⅰ)で取り扱う情報に、疾病の情報を加えて活用した場合 1月につき 50単位	1割 1回 52円
		2割 1回 104円
		3割 1回 157円
ADL 維持等加算 (Ⅰ)	1月につき 30単位	1割 1回 31円
		2割 1回 63円
		3割 1回 94円
ADL 維持等加算 (Ⅱ)	1月につき 60単位	1割 1回 63円
		2割 1回 125円
		3割 1回 188円
自立支援促進加算	医師が自立支援のために必要な医学的評価を行い、自立支援促進の有効な実施のため必要な情報を活用した場合 1月につき 300単位	1割 1回 314円
		2割 1回 627円
		3割 1回 941円
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合 入居時に1回 20単位	1割 1回 21円
		2割 1回 42円
		3割 1回 63円
高齢者施設等感染対策 向上加算 (Ⅰ)	1月につき 10単位	1割 1回 10円
		2割 1回 21円
		3割 1回 31円
新興感染症施設療養費	1月に1回を連続する5日限度として算定	1割 1日 251円
		2割 1日 502円

	1日につき 240単位	3割 1日 752円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費に各種加算（介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を除く）を加えた総単位数に8.3%を乗じた単位数	左記金額の1割／月
		左記金額の2割／月
		左記金額の3割／月
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費に各種加算（介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を除く）を加えた総単位数に2.7%を乗じた単位数	左記金額の1割／月
		左記金額の2割／月
		左記金額の3割／月
介護職員等ベースアップ等支援加算	サービス費に各種加算（介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を除く）を加えた総単位数に1.6%を乗じた単位数	左記金額の1割／月
		左記金額の2割／月
		左記金額の3割／月

※介護保険サービスの負担額には、負担軽減制度があります。（介護保険高額介護サービス費）

別表 1－2

② 食費（材料費・調理費用）

入居者負担段階		入居者負担額	
		1日	31日
第1段階	生活保護を受給されている方 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給を受給されている方など	300円	9,300円
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	390円	12,090円
第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	680円	21,080円
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない方など	1,420円	44,020円
第4段階	世帯に市民税課税者がおられる方	1,600円	49,600円

③ ユニット型個室居住費

入居者負担段階		入居者負担額	
		1日	31日
第1段階	生活保護を受給されている方 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給を受給されている方など	880円	27,280円
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	880円	27,280円

第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方など（年金収入に非課税の年金も含む）	1,370円	42,470円
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない方など	1,470円	45,570円
第4段階	世帯に市民税課税者がおられる方	3,000円	93,000円

※月途中の入退居及び入院、外泊等の場合は、日割り計算でいただきます。

※入居契約されている途中の入院中居住費はお支払いいただきます。

別表2

④ その他

項 目		入居者負担額
金品管理料金	施設で金品（有価証券、預金通帳とその印鑑等）を管理する場合	月額 3,000円
電化製品利用料金	個人の希望で居室にて電化製品を利用した場合の電気代	2機種まで 50円/日 （3機種目から1機種につき10円/日が加算）
理美容料金	理容・美容代	実費
おやつ等提供料金 （施設サービスでの食事サービス以外に提供）	おやつ・飲み物代 120円/日	31日間 3,720円
クリーニング代	業者によるクリーニング	実費
喫茶代		実費
入居者の個人的な買物	衣類、日用雑貨等	実費
教養娯楽費	希望するサークル活動や行事の材料費	実費
外来診察費	外部医療機関による診察代	実費
医薬品費	花友診療所から処方された薬代及び医療消耗品代	実費
個別外出費	入居者の希望による個別の外出、外泊及び外食時にかかる費用	実費
栄養補助食品	低栄養等により、通常の食事に加えて栄養を補う既製品（ゼリーや飲料等）	実費
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を施設に依頼したとき	1回 5,000円

介護老人福祉施設花友いちばら 施設サービス利用料金

介護サービス費 食費 居住費 その他 合計

① 円 + ② 円 + ③ 円 + ④ 円 = ⑤ 円

花友いちほら入居者の利用料の概算について

・第1段階

介護サービス費	15,000 円 (負担限度額上限)
食費	9,300 円 (1 日 300 円×31 日)
居住費	27,280 円 (1 日 880 円×31 日)
合計	<u>51,580 円</u>

・第2段階

介護サービス費	15,000 円 (負担限度額上限)
食費	12,090 円 (1 日 390 円×31 日)
居住費	27,280 円 (1 日 880 円×31 日)
合計	<u>54,370 円</u>

・第3段階①

介護サービス費	24,600 円 (負担限度額上限)
食費	21,080 円 (1 日 680 円×31 日)
居住費	42,470 円 (1 日 1,370 円×31 日)
合計	<u>88,150 円</u>

・第3段階②

介護サービス費	24,600 円 (負担限度額上限)
食費	44,020 円 (1 日 1,420 円×31 日)
居住費	45,570 円 (1 日 1,470 円×31 日)
合計	<u>114,190 円</u>

・第4段階 (1割負担)

介護サービス費	33,500 円 (要介護3)	・・・加算込
	35,900 円 (要介護4)	・・・加算込
	38,420 円 (要介護5)	・・・加算込
食費	49,600 円 (1 日 1,600 円×31 日)	
居住費	93,000 円 (1 日 3,000 円×31 日)	
合計	要介護3 176,100 円	
	要介護4 178,500 円	
	要介護5 181,020 円	

・第4段階 (2割負担もしくは3割負担)

介護サービス費	44,400 円～140,100 円 (負担限度額上限)
食費	49,600 円 (1 日 1,600 円×31 日)
居住費	93,000 円 (1 日 3,000 円×31 日)
合計	<u>187,000 円～</u>

※上記の料金に、医療費、電気利用料金、理美容代、お菓子代、飲みものの代、日用品代、サークル活動費、外出費などを加えた額が1か月の利用料となります。